

2012年8月3日JAL企業年金基金との事務折衝報告メモ（JAL本社14階会議室）

JAL企業年金基金の7月20日代議員会の議案（平政23年度事業報告、資産運用実績など）の説明をしていただきました。

1、加入者数、待機者数、受給者数など

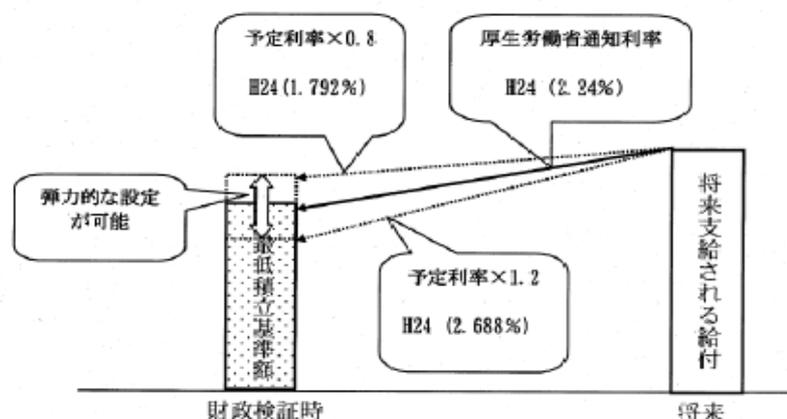
	H24年3月末	H23年3月末	増減
加入者数	10,260名	10,500名	-240名
待機者数	2,902名	3,454名	-552名
受給者数	7,005名	6,548名	+457名

2、掛金収入、給付金などの変化

	今年度(平成24年3月時点)	昨年(平成23年度3月時点)	増減
掛金収入	129億円	176億円	-46億円
給付費	163億円	118億円	+45億円

3、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について

過去からも厚労省通知の予定利率（平24年の厚労省通知利率は2.24%）は代議員会の議決を行い1.2倍の利率を適用してきた。*弾力措置の上限（1.2倍）と下限（0.8倍）



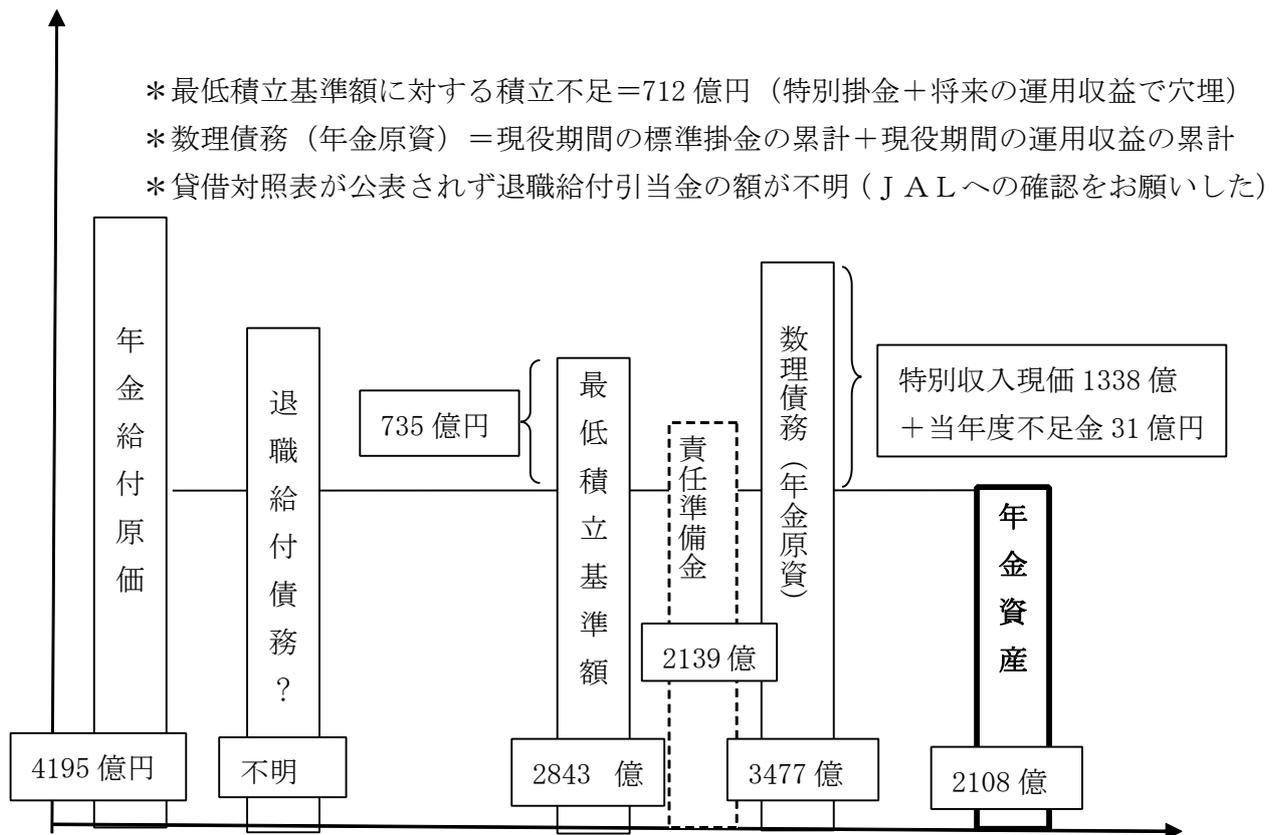
上限の2.688%の適用は最低積立基準額を低くする。（解散などがあれば受給者にとっては特例一時金が低くなる）JALにとっては不足金を小さくできる分、特別掛金の負担が少なくなる。JAL退職者懇談会としては、1.0の厚労省予定利率を使用することが望ましいことをお伝えした。

4、資金運用について

資産運用は一般生保などの低リスク資産への移行割合を約71%からさらに85%に高めてきた。100%に高める目標は、生命保険会社との契約交渉で限度があり現状の運用実態となっている。

5、不足金について

- ①最低積立基準額に対する不足金は 2843 億円（最低積立基準額）－2108 億円（年金資産）＝735 億円
- ②退職給付債務における不足金は基金としては把握していない。（平政 24 年 3 月期決算では連結での退職給付引当金は 1548 億円となっている）
- ③不足金を解消するための特別掛金は特別収入現価 1,338 億円（16 年 9 ヶ月で償却）となっているが早期に償却すれば、運用資産、運用益も大きくなるので J A L 退職者懇談会として早期の不足金解消の検討を行うようお願いしました。
- ④継続基準、非継続基準の確認



*継続基準はクリアー、非継続基準は10年後に回復する予定。

6、その他

- ①A I J 問題の影響（減額要件・解散要件の緩和）に関して。
 確定給付企業年金の減額要件の明確化などに関するパブリックコメントについては、企業年金連合会から情報がくるが、コメントをあげたり、代議員に知らせることはしていない。
- ②過去に発行されていた基金ガイドブックの内容を、ホームページにアクセスできない人のために、年2回発行のゆとりに保存版として掲載してはどうか提案させていただいた。
- ③次回代議員会の予定は来年1月を確認。